

事務連絡
令和3年9月3日

事業主様
事務担当者様

神戸機械金属健康保険組合

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

平素より当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、夫婦共同扶養（夫婦共働き）の場合における被扶養者の認定につきましては、昭和60年6月13日付け保険発第66号通知に基づいて被扶養者認定を行っていますが、令和3年8月1日より、この取扱いに代わり、新たに厚生労働省より示された「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について（令和3年4月30日保保発0430第2号）」の通知に基づいて行うこととなりました。

通知の主な内容は以下になります。

1. 被扶養者の人数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から**今後1年間の収入を見込んだ額**）が多い方の被扶養者とします。
2. 夫婦の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持している者の被扶養者とします。
3. 他保険者で不認定とされた方の認定申請の場合、他保険者発行の不認定通知書の内容と併せて審査を行います。
4. 夫婦の年間収入の逆転等に伴い被扶養者資格を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者が扶養認定をすることを確認してから削除することとします。
5. 主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、育児休業等期間中は、被扶養者を異動しないこととします。新たに誕生したお子様については改めて認定手続きを行うこととします。これにより、お子様が夫婦別々の被保険者の被扶養者となるケースも発生します。

【添付書類】

- ・ 配偶者の年間収入が確認できる書類
- ・ 3に該当する場合は、他保険者発行の不認定通知書のコピー

つきましては、従業員の方々へご周知くださいますようお願いいたします。